

○ 景観の概要

- ・ 景観計画では、市域を6つのゾーンに区分し、各ゾーンの方針等を定めている。
- ・ 景観形成の重点施策として景観重点整備地区や眺望地点などを掲げており、景観重点整備地区は、源兵衛川「いずみ橋～広瀬橋」地区、白滝公園・桜川地区、大通り地区、芝町通り地区、蓮沼川（宮さんの川）地区の5地区が指定されている。

図 景観計画のゾーン区分



図 眺望地点

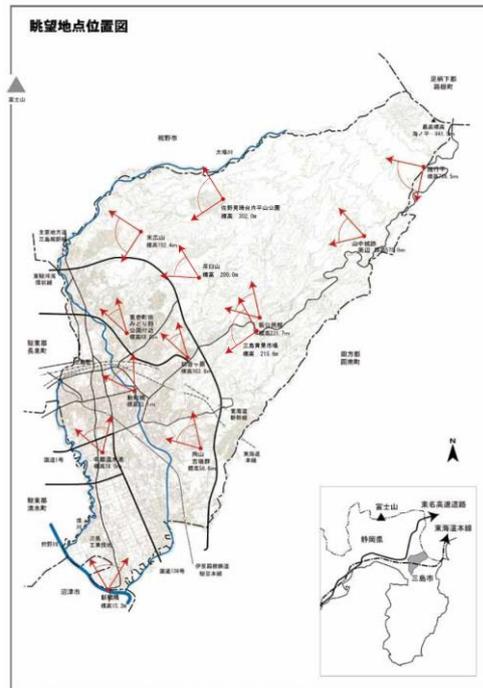


図 景観重点整備地区

【景観重点整備地区の概要・区域】

源兵衛川「いずみ橋～広瀬橋」地区

源兵衛川は、JR三島駅に近い中心市街地を流れる川です。その清水と雨の自然は、「水の都・三島」を象徴していて、市内から多くの人たちが訪れています。



大通り地区

大通りは、市民が集う中心市街地の核となる地区です。まち並みの景観形成については、商店街独自に「まち並みづくり協定」を締結して良好な景観形成に取り組んでいます。



蓮沼川（宮さんの川）地区

蓮沼川（宮さんの川）は、栗寿園の緑を背景に、水の流れと潤いある居住環境、落ち着いた佇まいの景観が広がります。「水の都・三島」を象徴する憩いの場所です。また栗寿園と大通りを結ぶ地区であり、源兵衛川にも隣接していることから、多くの市民や観光客が訪れています。



白滝公園・桜川地区

白滝公園と桜川は、湧水が湧き流れる地区であり、市民がその公園や河川に愛着をもっています。すでに景観整備も実施されているなど、景観を強くアピールできる地区となっています。



芝町通り地区

芝町通りは、三島駅に近接した市の中心市街地に位置し、三島市の顔としての役割を担う地区です。まち並みの景観形成については、商店街独自に「芝町通り商店街まちづくり」のための協定」を締結し、点在する公共施設や公園、史跡等を活かしたまち歩きを象徴する良好な景観形成に取り組んでいます。



出典：三島市景観計画

○良好な景観の形成促進に向けて

◇三島駅周辺の顔づくり

- ・三島市は、伊豆・箱根の西の玄関口にあたり、多くの観光客が利用する交通結節点である。
- ・その玄関口にふさわしい顔づくりを進め、安全で快適な都市空間の形成が求められる。

◇まちなかの回遊性向上

- ・まちなかには、三嶋大社や源平川、楽寿園、旧東海道のまちなみなどがコンパクトに集積しており、景観に関する取り組みも進められている。
- ・源平川は、豊かな市民の生活を営む上で欠かせない資産であり、貴重な水辺空間であるとともに、市民や観光客の回遊ルートにもなっているが、十分に生かされていない状況である。
- ・このため、三島駅を起点とした回遊ルートを設定し、案内サインの誘導やまち歩きツアーの実施、広場やポケットパークの整備、商店街との連携を図りながら、安全で快適な回遊性を確保するための道路空間の整備や案内サインシステムの構築を図ることが考えられる。

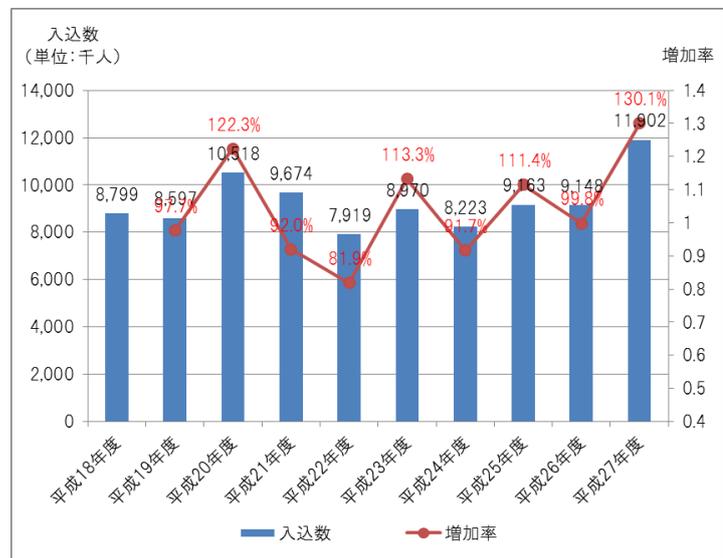
◇官民連携の景観まちづくりの推進

- ・これまで、源平川の環境整備や維持管理等には、NPO 法人グランドワーク三島が大きな役割を果たしており、現在も意欲的に活動に取り組んでいる。
- ・今後も、これら団体等と連携を図りながら、官民が連携した景観まちづくりの推進を持続・発展させることが重要である。

⑤兵庫県姫路市

市の概要	姫路市は、山・川・海など豊かな自然を背景に、世界文化遺産・姫路城や書写山円教寺などの歴史・文化を継承しながら、良好な市街地と活力ある商工業地を形成し、播磨地域の中核都市として発展してきた。平成18年（2006年）3月には周辺4町（家島町、夢前町、香寺町、安富町）と合併し、人口約53万人、面積約534km ² に及ぶ都市となった。これにより、瀬戸内海国立公園や雪彦峰山県立自然公園などの優れた自然環境や、農林漁業などの多様性のある都市となった。
人口	533,891人（平成29年2月）
景観施策の概要	
景観計画	姫路市景観計画、平成20年4月施行
重点地区	都市景観形成地区（4地区）、歴史的町並み景観形成地区（1地区）、風景形成地域（1地区）
主な景観施策	ひめじ城下町再生プラン（城下町ルネッサンス）、都市景観重要建築物等の指定、景観遺産の登録
観光施策の概要	
観光基本計画	姫路市観光交流推進計画（第2次改訂版）、平成24年3月
観光スポット	姫路城、動物園、好古園、手柄山遊園、書写山
観光入込数	11,902千人（平成27年）

図 観光入込数の推移



※姫路城グランドオープン(平成27年3月)

■観光と景観の取組み概要

○姫路市の観光の概況

- ・姫路市内の観光施設は姫路駅周辺及びその近郊に位置しており、姫路城の周辺には、姫路城、好古園、動物園、美術館、歴史博物館等が集積している。
- ・姫路城とその周辺地区の入込数は440万2千人（平成27年度）と、全体の66.3%を占めている。

○姫路市観光交流推進計画（第2次改訂版）の概要

- ・本計画の目標を『来てよかった』と真に満足していただけるもてなしの都市・姫路」の実現と「1000万人集実都市・姫路」の実現とさらなる拡大としている
- ・重点戦略を7つ掲げ、景観に関連する戦略としては、「世界文化遺産・姫路城の活用と姫路イメージの確立」、「姫路城を活かした観光まちづくりの推進」、「来訪者の市民との交流による、都心の新たなにぎわいづくり」などが関連する

図 重点戦略

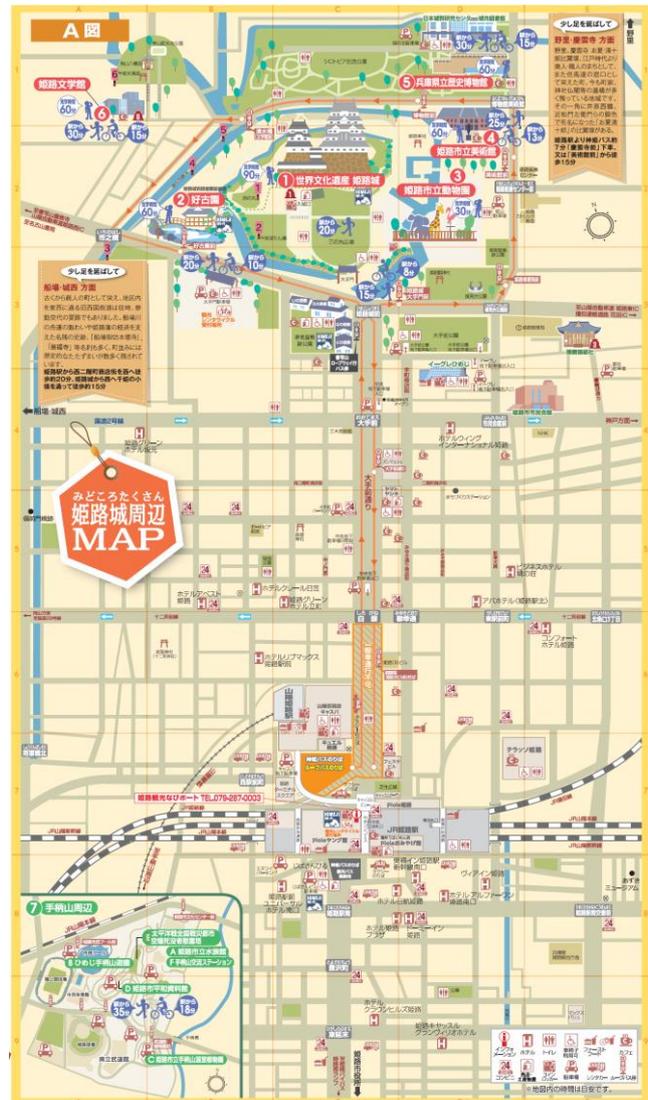
- ・重点戦略1 世界文化遺産・姫路城の活用と姫路イメージの確立、戦略的な情報発信
- ・重点戦略2 姫路城を活かした観光まちづくりの推進
- ・重点戦略3 来訪者の市民との交流による、都心の新たなにぎわいづくり
- ・重点戦略4 観光資源の重層的なネットワーク化
- ・重点戦略5 官民一体のもてなし体制の整備
- ・重点戦略6 食・食文化、土産物などのビジター産業の充実
- ・重点戦略7 芸術・文化・スポーツの観光との連携



姫路城(出典:姫路城管理センター)

<http://www.city.himeji.lg.jp/guide/castle.html>

図 観光資源(姫路城周辺)



○景観の概要

- ・景観計画では、市域の景観を、景観核、景観軸、ゾーン景観、眺望景観に構造化し、それぞれの景観形成の方針等を定めている。
- ・重点的に景観形成を図る区域として、都市景観形成地区（4地区）、歴史的町並み景観形成地区（1地区）、風景形成地域（1地区）の合計6地区が指定されており、シンボルである姫路城に関する取り組みとして、風景形成地域（姫路城周辺風景形成地域）及び都市景観形成地区（大手前通り地区、姫路駅北駅前広場地区）が指定されている。

図 景観計画のゾーン区分

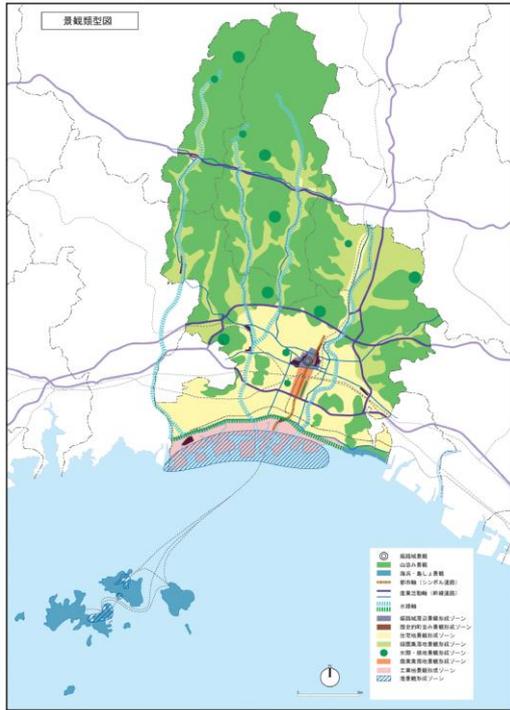


図 風景形成地域(姫路城周辺風景形成地域)



図 都市景観形成地区(大手前通り地区)

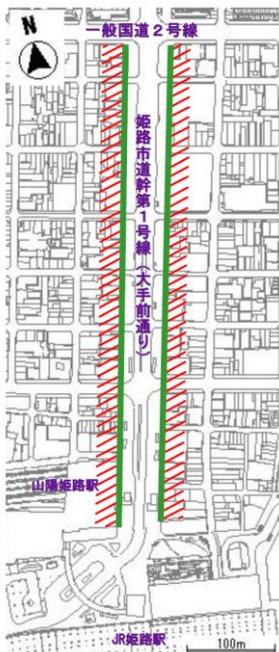
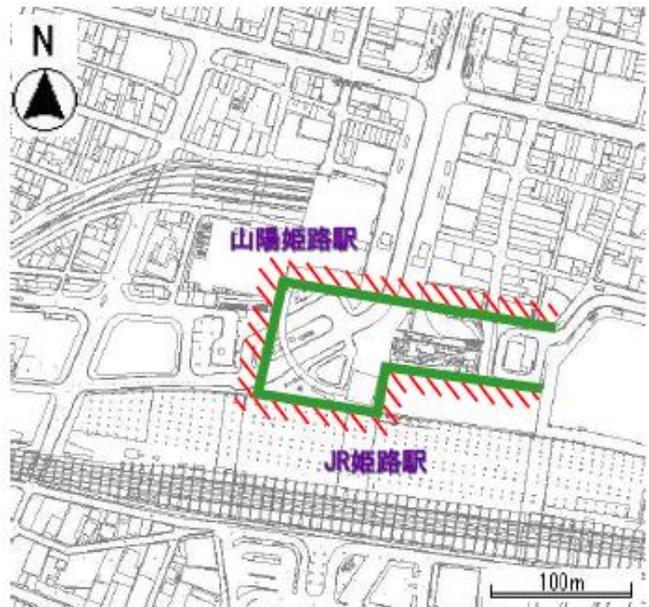


図 都市景観形成地区(姫路駅北駅前広場地区)



出典：姫路市景観計画

○良好な景観の形成促進に向けて

◇姫路駅周辺の景観まちづくり

- ・姫路市では、姫路駅周辺で、キャストイ 21 計画や姫路市都心部まちづくり構想などに基づき、姫路駅から姫路城に至る都心部の基盤整備やにぎわいづくりに取り組んでおり、姫路駅北駅前広場の整備が、平成 23 年度から本格的に始まっている。
- ・近年まで、駅前広場やキャッスルガーデン、姫路城が一望できるキャッスルビューなどの整備が行われ、姫路駅と姫路城を視覚的に結ぶとともに、居心地の良い空間の整備が行われてきた。
- ・これら公共空間を適切に維持・管理しながら、賑わいを創出する利用を図るなど、駅周辺の景観まちづくりを持続的に進めることが求められている。

◇シンボリックな街路空間の形成

- ・姫路駅から姫路城に至る区間は都市景観形成地区に指定されているが、誘目性の高い屋外広告物等が見られる。
- ・これらに対して継続的に改善を働きかける等により、シンボリックな街路景観の形成や良好な眺望景観の確保が望まれる。

◇シンボル性のある界隈の形成

- ・姫路城の周辺は、往時の町割りが残され、歴史的な建造物も見られ、一部の地域では、まちづくり団体による地域活動が進められている。
- ・姫路城のシンボル性を高めるためにも、その周辺の市街地において、歴史的な建造物等の資産を活用した界隈性のある地域の形成に取り組むことが期待される。

◇まちなかの回遊性向上

- ・まちなかには、商業施設や文化施設等が集積しており、多くの市民や観光客が訪問していることから、案内サイン、広場やポケットパークの整備、商店街との連携を図りながら、安全で快適な回遊性を確保するための道路空間の整備等を行うなどにより、回遊性の向上の取り組みが求められる。

■ デザイン事前協議(出典:デザイン事前協議の手引き)

重点的に景観形成を図る区域における大規模建築物等の新築等の行為について、届出や許可に先立ち、姫路市都市景観条例に基づく事前協議を行うことで、地域特性に応じたきめ細かな景観誘導を図ることを目的としている。

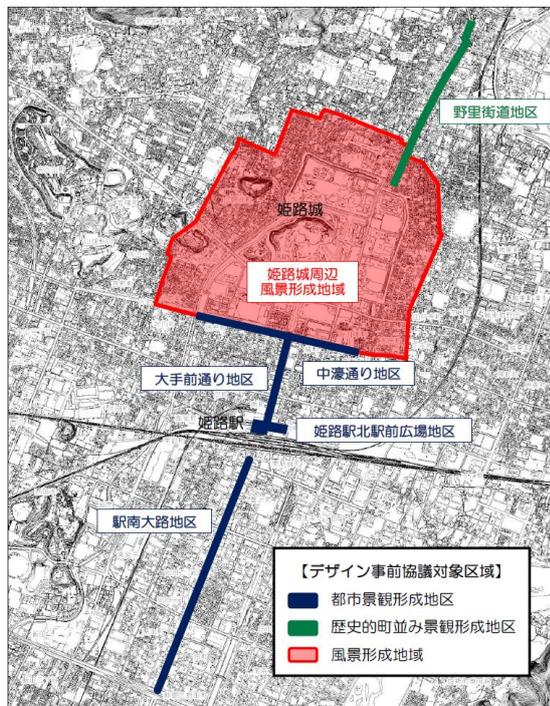
デザイン事前協議においては、事業計画の早い段階から建築物や工作物等の規模、色彩、デザイン等に関して景観への配慮を求め、建築やデザイン等の専門家で構成する姫路市景観・広告物審議会デザイン部会の意見に基づき専門的な見地から協議を行うほか、協議の実効性や透明性を確保するため、協議終了後にその内容を市のホームページで公表している。

表 デザイン事業協議の対象建築物等

種類	規模 (いずれかに該当するもの)
・ 建築物	・ 高さが12mを超えるもの ・ 建築面積が1,000㎡を超えるもの
・ 煙突、高架水槽、擁壁、昇降機、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で屋外広告物を除くもの ・ 垣、さく、塀、門等 ・ 街灯、照明灯等	・ 高さが15mを超えるもの ・ 建築物と一体になって設置される場合は、高さが10mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が15mを超えるもの ・ その敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡を超えるもの
・ 高架道路、高架鉄道、横断歩道橋等	・ 地上からの高さが5mを超えるもの
・ 橋りょう、こ線橋等	・ 幅員が10mを超えるもの ・ 延長が30mを超えるもの

(注) 地下に設けるもの・仮設の工作物・重要文化財・史跡名勝天然記念物等は対象外となります。

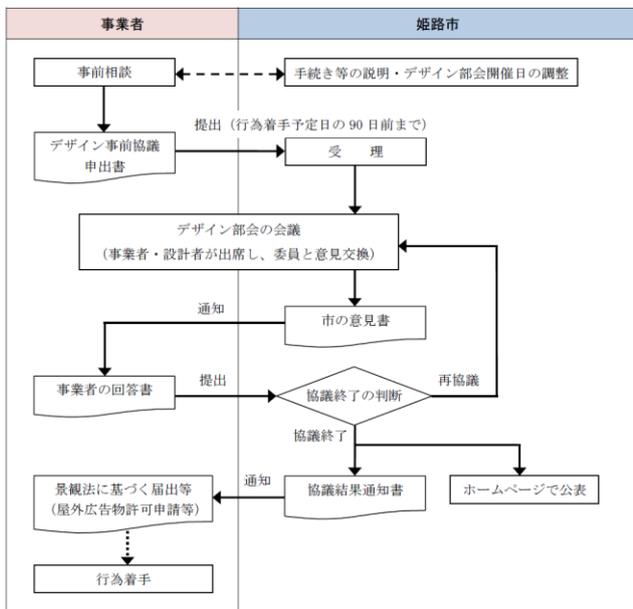
図 デザイン事業協議の対象範囲



《区域の範囲》

- 都市景観形成地区(4地区): 指定に係る道路又は広場に接する敷地・空地
- 野里街道地区: 指定に係る道路及び当該道路の境界から20mまでの敷地・空地
- 姫路城周辺風景形成地域: 赤線で囲まれた区域

図 デザイン事業協議のフロー



※協議期間は、回答書の提出に要する期間を除き、申出を行ってから最短で1か月程度です。

■町並み修景社会実験(町家お色直し)

姫路城の周辺には町家などの歴史的な建造物が多数残っていますが、年々、城下町の風情は失われつつある。本格的な町家修復に要する多額の費用が、原因のひとつとなっているため、実際の改修工事を通じて、手軽で効果的に歴史的な町並みに調和した建物とするための仕組みづくりを行うこととしている。

○町家の前面改修について

この建物は、大正9年に建築された木造二階建切妻平入り町家を利用し、現当主の祖父が昭和初期に開いた飲食店が始まりです。所有者にご協力をいただき、平成20年8月に改修工事を行いました。モルタルの壁を漆喰に塗り替えたり、トタンの看板を木製に変えたりすることで、町家本来の姿が現れ、当時の面影が甦りました。



修景前



修景後

出典：姫路市ホームページ(http://www.city.himeji.lg.jp/s70/2212583/_7890/jokamachi/_18754.html)

⑥広島県尾道市

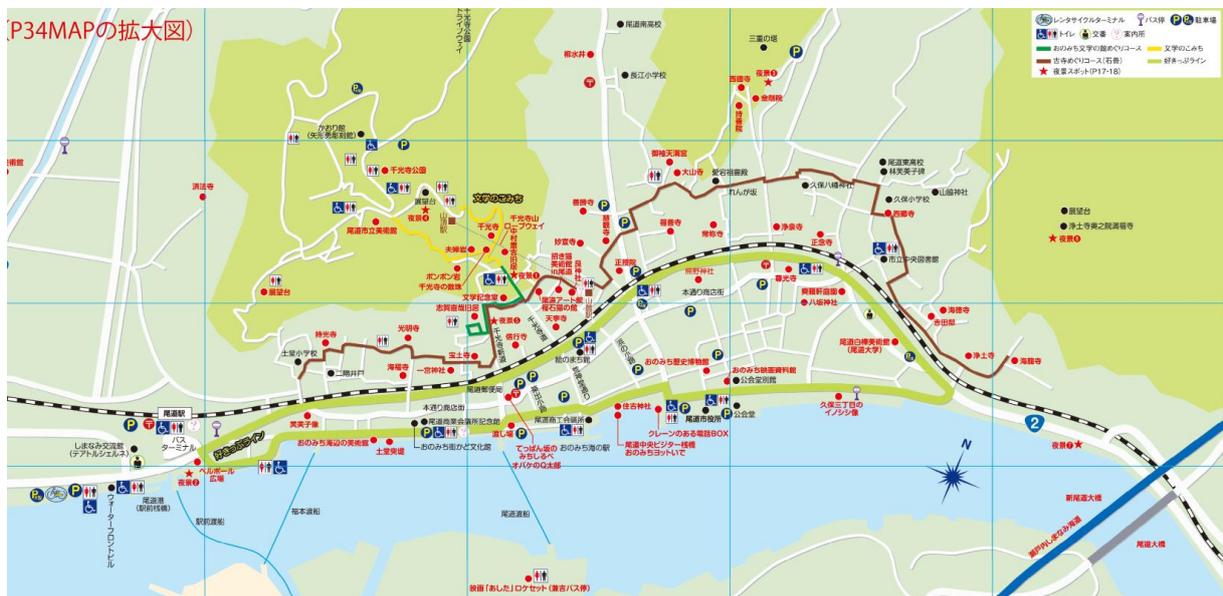
<p>市の概要</p>	<p>自然の良港を持つ尾道は、平安時代の嘉応元年（1169年）、備後大田荘（後、高野山領）公認の船津倉敷地、荘園米の積み出し港となって以来、対明貿易船や北前船、内海航行船の寄港地として、中世・近世を通じて繁栄をとげた。港町・商都としての発展は各時代に豪商を生み、多くの神社仏閣の寄進造営が行われた。海を望む階段や坂道、路地越しに見える尾道水道、点在する寺院など、歴史を凝縮した景観に魅かれ、この地で「暗夜行路」の草稿を書いた志賀直哉、尾道の女学校に通った「放浪記」作者の林芙美子をはじめ、多くの文人墨客が足跡を刻んだ。また、近年では数々の映像作品の舞台となり映画のまちとしても有名である。明治31年に市制を施行し、周辺市町村との合併を経ながら市域を拡大して、緑豊かな北部丘陵地域から尾道水道周辺地域を経て独特の多島美を有する瀬戸内海地域に至る、多彩な資源を有する都市である。</p>																																	
<p>人口</p>	<p>140,960人（平成29年1月）</p>																																	
<p>景観施策の概要</p>																																		
<p>景観計画</p>	<p>尾道市景観計画、平成22年4月（尾道市全域で施行）</p>																																	
<p>重点地区</p>	<p>重点地区（尾道・向島地区、瀬戸田地区）、尾道景観地区</p>																																	
<p>主な景観施策</p>	<p>景観地区、屋外広告物の改善</p>																																	
<p>観光施策の概要</p>																																		
<p>観光基本計画</p>	<p>—</p>																																	
<p>観光スポット</p>	<p>千光寺公園、斜面地の古寺、港町・斜面地・まちなかのまちなみ、ロケ地巡り、しまなみ海道</p>																																	
<p>観光入込数</p>	<p>6,747千人（平成27年）</p> <p style="text-align: right;">図 観光入込数の推移</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>観光入込数の推移 (単位: 千人)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>入込数 (千人)</th> <th>増加率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>6,551</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>5,522</td> <td>84.3%</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>5,421</td> <td>98.2%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>5,849</td> <td>107.9%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>6,180</td> <td>105.7%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>6,223</td> <td>100.7%</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>6,229</td> <td>100.1%</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>6,330</td> <td>101.6%</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>6,412</td> <td>101.3%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>6,747</td> <td>105.2%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	入込数 (千人)	増加率 (%)	平成18年度	6,551	-	平成19年度	5,522	84.3%	平成20年度	5,421	98.2%	平成21年度	5,849	107.9%	平成22年度	6,180	105.7%	平成23年度	6,223	100.7%	平成24年度	6,229	100.1%	平成25年度	6,330	101.6%	平成26年度	6,412	101.3%	平成27年度	6,747	105.2%
年度	入込数 (千人)	増加率 (%)																																
平成18年度	6,551	-																																
平成19年度	5,522	84.3%																																
平成20年度	5,421	98.2%																																
平成21年度	5,849	107.9%																																
平成22年度	6,180	105.7%																																
平成23年度	6,223	100.7%																																
平成24年度	6,229	100.1%																																
平成25年度	6,330	101.6%																																
平成26年度	6,412	101.3%																																
平成27年度	6,747	105.2%																																

■観光と景観の取組み概要

○尾道の観光の概況

- ・尾道市は、平成の合併により緑豊かな北部丘陵地域から尾道水道周辺、独特の多島美を有する瀬戸内海地域に至るまで、多様な観光資源を持っている。
- ・北部は自然・レクリエーション系の観光、尾道水道周辺は斜面地・まちなかのまちなみや古寺、水辺や渡船、南部は多島美を巡るしまなみ海道やアートなどで構成されている。
- ・尾道市で最も観光地として認知されているのは、文学や映画のロケ地としても著名な尾道水道周辺の地形に富んだまち巡りである。

図 おのみち散策 MAP



尾道水道周辺地域

写真出典：尾道観光協会「おのみち」

<https://www.ononavi.jp/index.html>

○景観の概要

- ・景観計画では、市域を11の地域に区分し、それぞれの景観形成の方針等を定めている。
- ・尾道市の景観形成を主導する重点地区は、尾道・向島地区及び瀬戸田地区の2地区が指定されている。なお、尾道・向島地区は、景観地区にも指定されている。

図 景観計画の区分

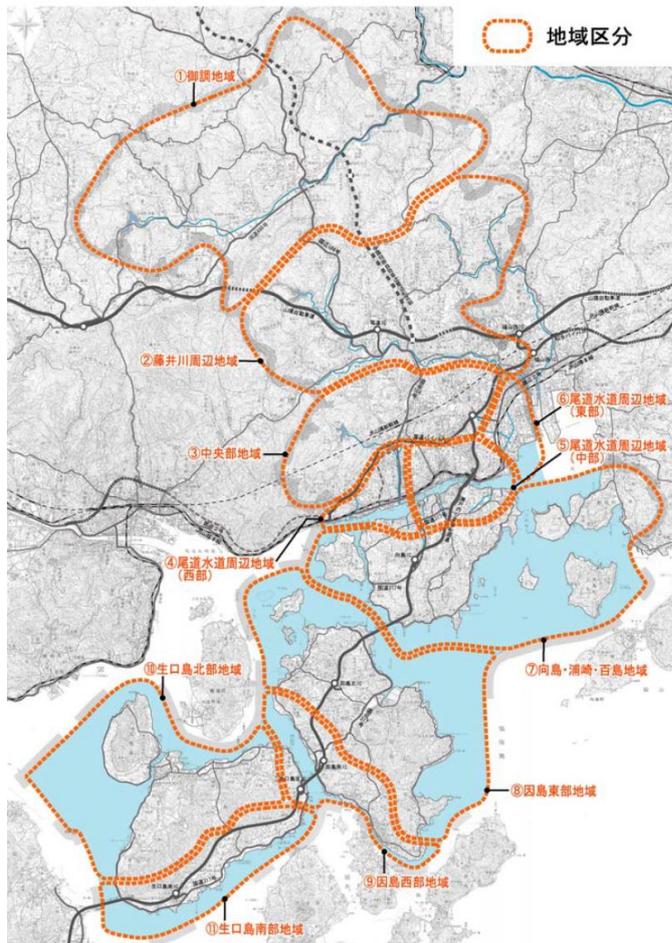
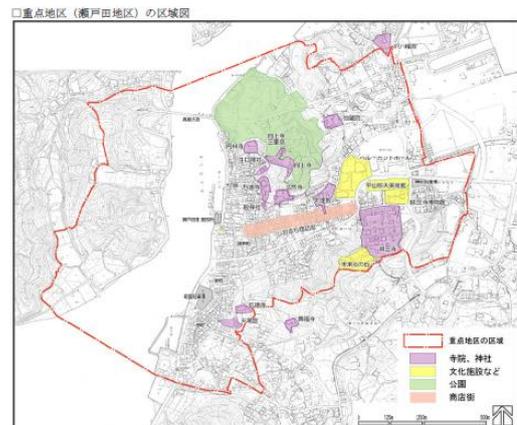


図 重点地区(尾道・向島地区)



図 重点地区(瀬戸田地区)



出典：尾道市景観計画

○良好な景観の形成促進に向けて

◇現在の景観・観光施策の継続・発展

- ・景観資源が集積している尾道・向島地区は、景観地区の指定や歴まち計画に基づく施策・事業の展開を進めており、一定の成果を挙げていると考えられる。
- ・今後も、この取り組みを継続させ、良好な景観形成を持続的に取り組むことが大切である。

◇市の玄関口の顔づくり

- ・尾道市の観光客は、鉄道、バス、自動車などの多様な交通手段で訪問している。また、尾道水道を結ぶ渡船も地域を回遊する重要な交通手段である。これらは、市の玄関口として来訪者に強い印象を与える重要な場所である。
- ・各玄関口の顔づくりを進めるとともに、しまなみ海道沿いの景観誘導等の取組みを行うことが考えられる。

◇回遊・ネットワークの向上

- ・主要な景観資源は、尾道・向島地区内に集積しているが、面積が広く、歩いて回遊するのは、一定の時間を要する状況である。
- ・本地区内では、安全で快適な回遊性を確保するための道路空間の整備や案内サインシステムの構築を図るとともに、交通施策と連携した主要資源のネットワーク形成に取り組むことが考えられる。

◇歴史的な建造物の活用

- ・まちなかや斜面地では、古寺や歴史的な建造物が数多く立地しているが、その一部は空き家となっている状況である。
- ・これまで、NPO団体等が中心となって、空き家の保全・活用が進められてきたが、今後も、地域のニーズへの対応や観光施策との連携を図りながら、歴史的な建造物の保全・活用に取り組むことが効果的であると考えられる。

◇夜間景観の形成

- ・現在、尾道市では、千光寺公園などからの眺望景観を活かし、夜間景観の形成に取り組み、都市の魅力向上に結び付けようとしている。
- ・このような試みは、観光客の滞在時間を延ばし、新たな観光資源の掘り起しにつながる可能性があることから、観光・イベントとの連携を図りながら、尾道固有の景観形成をして挑戦することが期待される。

◇広域的な景観形成

- ・尾道市は、しまなみ海道が通るなど、瀬戸内海の島々との結びつきが強い。このため、広域的な観点から、観光・案内システムの統一や高圧線や再生可能エネルギー施設、橋りょうなどの大規模な工作物等の立地やデザインの調整を図ることが期待される。

■尾道・向島地区における景観形成

景観計画の重点地区の1つである尾道・向島地区では、次のような景観形成に取り組んでいる。

○景観地区の指定

- ・重点地区を景観地区の指定し、建築物の高さ制限及び形態意匠の認定を行っている。

○歴まち計画における施策・事業

- ・本地区を歴まち計画の重点区域に位置付け、歴史的建造物の保存・修理、道路の美装化と沿道建築物の修景、老朽危険建築物の除却や空き家再生促進、歩行者の安全対策などに取り組んでいる。

○屋外広告物の改善

- ・本地区内の建築物の屋上には屋外広告物が設置できない区域（適用除外あり）とし、屋外広告物の改善に取り組んでいる。

図 景観地区の高さ制

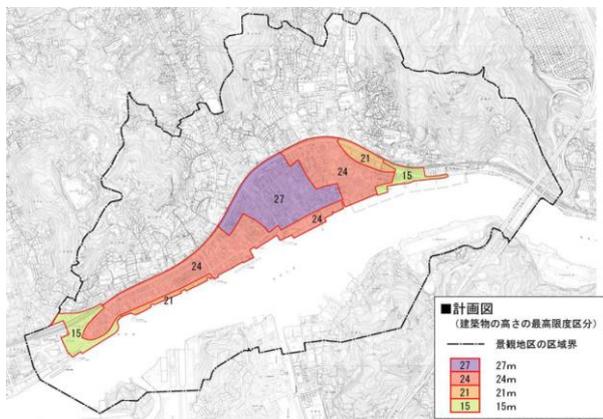


図 屋外広告物の制限イメージと改善例

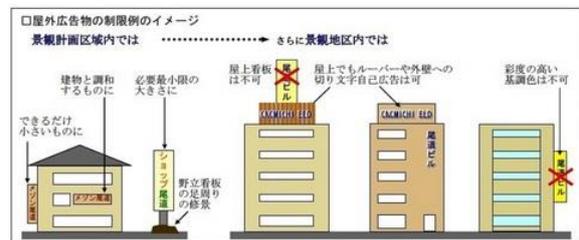
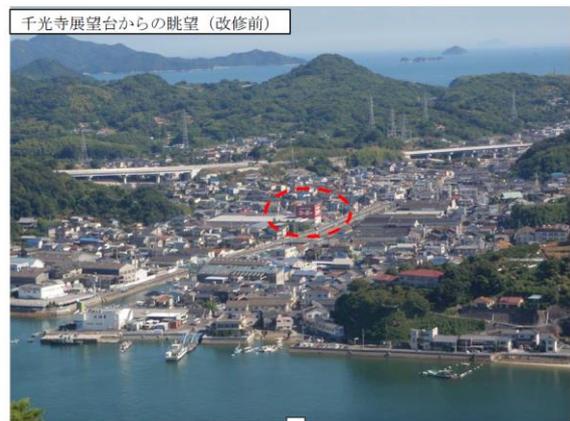


図 歴まち計画の重点区域の位置



出典：尾道市ホームページ(景観の取り組み(景観保全協力事業者紹介))
<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/1024.html>

⑦香川県高松市

市の概要

高松市は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海に面し、これまで、人々の暮らしや経済・文化など様々な面において、瀬戸内海との深いかかわりの中で、県都として、また、四国の中枢管理都市として発展した海に開かれた都市である。「高松」は鎌倉時代に開け始め、天正16年（1,588年）豊臣秀吉の家臣生駒親正が玉藻浦に居城を築き高松城と名付けたことに由来し、城下町として栄えた。明治維新の廃藩置県後、香川県の県庁所在地となり、明治23年2月15日の市制施行以降、8回にわたる合併で、北は瀬戸内海から南は徳島県境に至る、海・山・川など恵まれた自然を有する広範な市域の中に、にぎわいのある都心やのどかな田園など、都市機能・水・緑が程よく調和し、豊かな生活空間を有する都市である。

人口

420,808人（平成29年1月）

景観施策の概要

景観計画

高松市景観計画、平成24年3月策定

重点地区

景観形成重点地区（5地区）

主な景観施策

仏生山歴史街道景観形成重点地区内における建築物等の助成

観光施策の概要

観光基本計画

高松市観光振興計画、平成25年10月

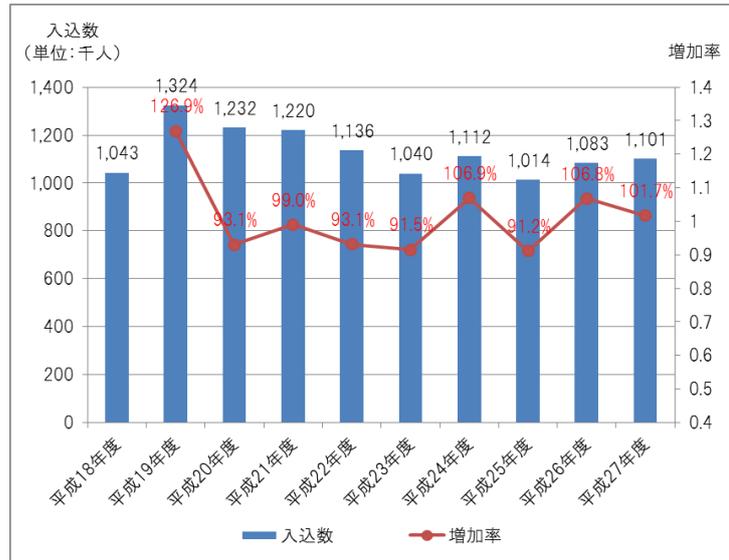
観光スポット

栗林公園、屋島、高松城跡、瀬戸内海の島しょ

観光入込数

1,101千人（平成27年）

図 観光入込数の推移



※栗林公園と屋島の入込数の合計

■観光と景観の取組み概要

○高松市の観光の概況

- ・香川県及び高松市のイメージは「讃岐うどん」が圧倒的に強く、他の観光資源等の認知度は極端に低く、イメージや発信力の不足が指定されている。
- ・また、近隣地域との競争が激化しており、観光入込数の低迷が続くとともに、周遊利便性の改善や案内環境整備が課題としている。

○高松市観光振興計画の概要

- ・本計画の目標を「高松ならではの魅力・交流・感動を創造することにより、「訪れたい、訪れてよかったまち」を目指すとしている。
- ・また、3つの戦略を掲げ、景観に関連する戦略としては、「地域特性をいかした受け入れ環境形成と全体連携による受け入れ戦略」などが関連する。

図 観光振興計画の目標と3つの戦略

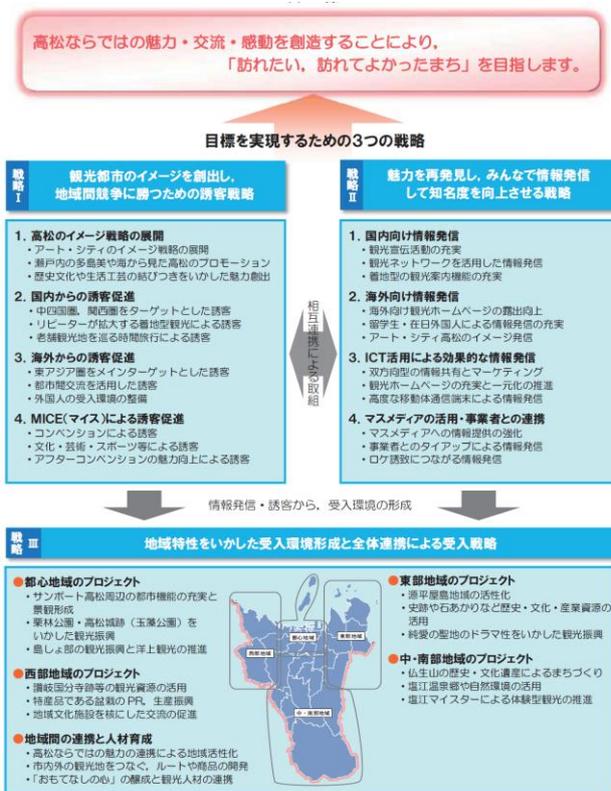


図 観光資源の分布



栗林公園



屋島

出典:高松市観光振興計画

写真出典:高松旅ネット

<http://www.takamatsu-kankou.net/>

○景観の概要

- ・景観計画では、市域を「一般区域」と「景観形成重点地区」に区分し、「一般区域」は5つの景観ゾーンを設定し、それぞれの景観形成の方針等を定めている。
- ・景観形成重点地区は重点的に景観形成を図る区域として合計5地区指定され、観光スポットである栗林公園・屋島も本地区に指定されており、次のような方向性が示されている。

地区名	地区指定範囲の考え方	地区の方向性
栗林公園 周辺地区	栗林公園周辺（500m範囲） の区域	栗林公園からの眺望に配慮し、緑に包まれた 歴史的風致景観づくりを進める地区
屋島地区	瀬戸内海国立公園屋島周辺 の区域	源平合戦の古戦場として名高い屋島の歴史的 資源を活用した景観づくりを進める地区

図 景観計画の区分

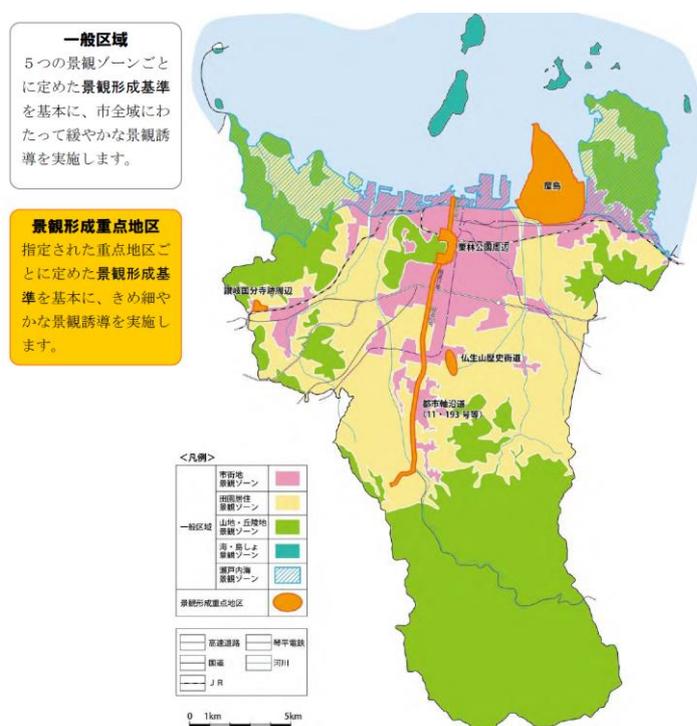


図 景観形成重点地区(栗林公園周辺地区)

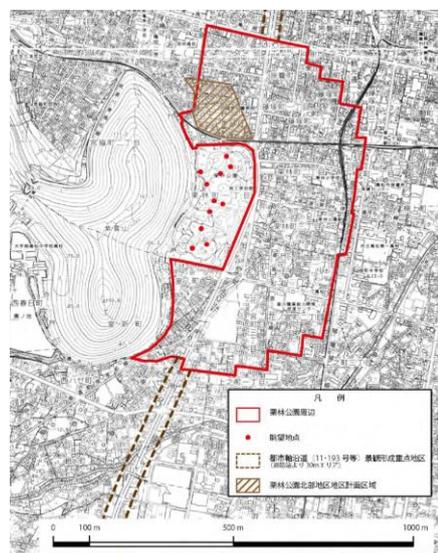
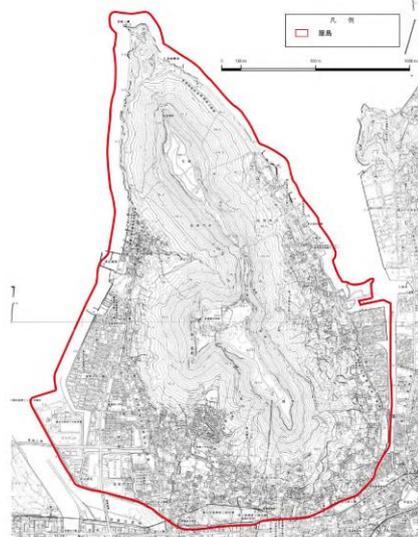


図 景観形成重点地区(屋島地区)



図の出典：高松市景観計画

○良好な景観の形成促進に向けて

◇市の玄関口の顔づくり

- ・高松市の観光客は、鉄道、バス、自動車などの多様な交通手段で訪問している。また、瀬戸内海の島々を結ぶ客船も広域的なエリアを回遊する重要な交通手段である。これらは、市の玄関口として来訪者に強い印象を与える重要な場所である。
- ・各玄関口の顔づくりを進めるとともに、瀬戸内海の景観誘導等の取組みを行うことが考えられる。

◇主要な景観資源の魅力と回遊・ネットワークの向上

- ・高松市内には、栗林公園や屋島の他にも、近代建築物や温泉エリアなどの個性的な資産が点在しており、これらは、市の魅力や価値を高める貴重な資産であるといえる。
- ・各施設の敷地や広場、建造物をできるだけ良い状態とするとともに、ロゴやサインの統一やアプローチの景観の質の向上など、総合的な価値向上に取り組むことが考えられる。
- ・また、安全で快適な回遊性を確保するための道路空間の整備や案内サインシステムの構築を図るとともに、交通施策と連携した主要資源のネットワーク形成に取り組むことが考えられる。

◇広域的な景観形成

- ・高松市は四国の玄関口であり、瀬戸内海の島々との結びつきが強い。このため、広域的な観点から、観光・案内システムの統一や高圧線や再生可能エネルギー施設、橋りょうなどの大規模な工作物等の立地やデザインの調整を図ることが期待される。

■栗林公園周辺景観形成重点地区の景観誘導

栗林公園からの眺望景観の保全を目的に、栗林公園から概ね500mの範囲において、公園内の主要な眺望地点から望見されないことを基本とし、また、望見される場合においては、公園の樹木とその背景において違和感のない色彩とすることとし、誘導基準（景観ガイドライン）を定めている。また、栗林公園内からの眺望景観を、後世まで継承すべき市民共有の財産として保全するため、主要な眺望地点から望見される建築物等は、勧告の対象とするとしている。さらに、これまでの栗林公園内からの眺望景観の保全だけではなく、栗林公園の周辺においても、周辺環境と調和するよう、景観形成に取り組むとしている。

表 栗林公園周辺景観形成重点地区の景観形成基準(建築物の配置・規模等係る部分を抜粋)

項目		景観形成基準								
建築物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> □周辺建築物との壁面の位置、敷地前面の道路状況等に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。 □歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。 □大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。 □公開空地や緑地を設ける場合は、憩いや賑わいが醸しだされるよう工夫するとともに、隣接する空地との連続性に配慮した配置とする。 □中央通りオフィス環境整備事業の対象区域に該当する場合は、中央通りから3m以上後退し、終日、歩道と一体的に利用できる公開空地を確保するなど、快適な歩行空間の創出に努める。 □栗林公園内の眺望地点から望見されない配置、規模とする。 								
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> □周辺と調和した外観となるよう配慮し、建築物全体として統一感のある形態、意匠とする。 □栗林公園内の眺望地点から望見される場合は、栗林公園の樹木とその背景において、眺望に違和感のない形態、意匠とする。 □建築物の低層部における形態、意匠に配慮し、歩くのが楽しくなる快適な歩行空間の創出に努める。 								
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> □外観（外壁及び屋根）の基調色には、けばけばしい色の使用は避け、できる限り落ち着いたものとする。 □屋根の色彩は外壁の色彩との調和に配慮したものとする。 □外壁で複数の色彩を組み合わせる場合は、全体として調和のとれたものとし、周囲に違和感を与えないものとする。 □アクセント色を使用する場合は、周辺の景観に配慮し、できる限り低層部での使用に努める。 □栗林公園内の眺望地点から望見される場合は、栗林公園の樹木とその背景において、眺望に違和感のない色彩とする。 □外観（外壁及び屋根）の基調色は、次の色彩基準1（マンセル表色系）に適合したものとする。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。） □栗林公園内の眺望地点から望見される場合は、次の色彩基準2（マンセル表色系）に適合したものとする。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。） <p>■色彩基準1</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	Y、YR、R	4以下	—	その他	2以下
色相	彩度	明度								
Y、YR、R	4以下	—								
その他	2以下	—								

出典：高松市景観計画

⑧熊本県阿蘇市

市の概要	阿蘇市は、熊本県の北東に位置し、北に南小国町・産山村・大分県日田市、南に阿蘇山を挟んで南阿蘇村・高森町、西に菊池市・大津町、東に大分県竹田市が隣接している、面積約376km ² の都市である。地形は、阿蘇五岳を中心とする世界最大級のカルデラや広大な草原を有し、比較的平坦地の多い阿蘇谷と、起伏に富み傾斜地の多い阿蘇外輪地域で形成されている。また、この地域は阿蘇くじゅう国立公園に指定されており、ハナシノブやスズランなど阿蘇特有の希少な植物が自生するなど、自然資源が大変豊富である。また、四季を通じて比較的冷涼で多雨な地域であるため、平坦地では稲作を中心とした農業が盛んで、また、山間地では高冷地野菜の生産に取り組んでいる。																					
人口	27,186人（平成29年2月）																					
景観施策の概要																						
景観計画	阿蘇市景観計画、平成27年7月																					
重点地区	北外輪山周辺景観形成地域																					
主な景観施策	国道57号沿道の景観誘導																					
観光施策の概要																						
観光基本計画	—																					
観光スポット	阿蘇山、阿蘇神社、草地、温泉地、阿蘇の火まつり																					
観光入込数	4,623千人（平成26年） <div style="text-align: right;">図 観光入込数の推移</div> <table border="1"> <caption>観光入込数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>入込数 (千人)</th> <th>増加率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>4,882</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>5,644</td> <td>115.6%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>5,698</td> <td>101.0%</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>5,023</td> <td>88.2%</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>5,519</td> <td>109.9%</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>4,628</td> <td>43.9%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	入込数 (千人)	増加率 (%)	平成17年度	4,882		平成22年度	5,644	115.6%	平成23年度	5,698	101.0%	平成24年度	5,023	88.2%	平成25年度	5,519	109.9%	平成26年度	4,628	43.9%
年度	入込数 (千人)	増加率 (%)																				
平成17年度	4,882																					
平成22年度	5,644	115.6%																				
平成23年度	5,698	101.0%																				
平成24年度	5,023	88.2%																				
平成25年度	5,519	109.9%																				
平成26年度	4,628	43.9%																				

■観光と景観の取組み概要

○阿蘇市の観光の概況

- ・阿蘇市は、世界最大級のカルデラを有する雄大な阿蘇の自然景観、伸びやかに広がる田園風景、阿蘇神社などの歴史遺産や暮らしに根付いた文化・伝承等、数々の優れた資源に恵まれた地域である。また、阿蘇地域の中心にあって、九州の南北、東西交流の拠点に位置し、県内でも最大の観光入り込みを誇っている。
- ・また、公益財団法人阿蘇地域振興デザインセンター※では、「豊かな自然による世界ブランドの確立」、「地域の元気再生による地域力向上」、「広域連携による競争力のある観光地づくり」の3つを柱とする事業を推進しており、阿蘇が世界農業遺産、世界ジオパークに認定されたのを機に、観光庁の新観光圏関連事業の取組みによりツーリズムから波及する地域活性化に取り組んでいる。

※旧阿蘇郡 12 か町村と熊本県が基金を出捐し平成 2 年 5 月に創設された機関が前身。地域全体が自立自興の精神を掲げ、恵まれた自然・景観との調和を図りながら魅力ある地域の振興事業を展開してきた。

図 阿蘇観光 MAP



阿蘇神社



草千里

写真出典：阿蘇の四季（発行：阿蘇市観光協会）

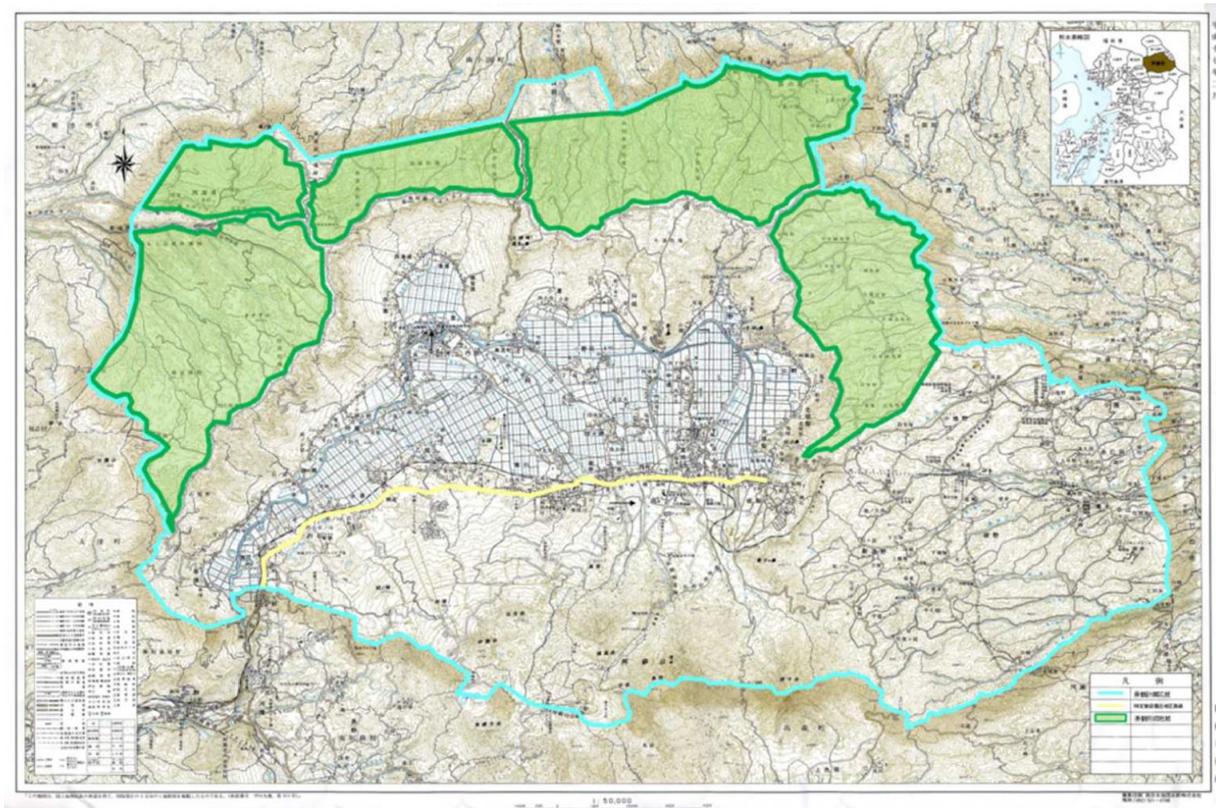
○景観の概要

- ・景観計画では、市全域を景観計画区域とし、建築物・工作物等が集積し、景観形成を進める必要のある幹線道路の沿道の区域を特定施設届出地区としている。
- ・阿蘇市の草地は、先人たちが暮らしの中で代々守り受け継がれ、文化的景観として非常に価値がある景観を、今後の守り、後世に残していくべき地域として景観形成地域を指定している。

表 特定施設届出地区、景観形成地域の対象

区分	名称	区域
特定施設届出地区	国道57号	路端から両側20m以内
景観形成地域	北外輪山周辺景観形成地域（阿蘇市エリア）	阿蘇くじゅう国立公園の普通地域における北外輪山一体の草地

図 景観計画区域



出典：阿蘇市景観計画

○良好な景観の形成促進に向けて

◇良好な眺望景観の確保

- ・阿蘇地域は、地形的な特性から固有の自然景観を望む眺望点が複数存在している。これは、阿蘇市内ばかりでなく隣接する市町村にも同様の状況が見られる。
- ・このため、各視点場の整備を行うとともに、道路付属物や大規模な工作物（電気設備や携帯電話、風力発電等）については、その絵地の位置や形態・意匠及び色彩に関して、事業者とのデザイン調整を図ることが期待される。
- ・また、眺望景観には、峠から市街地や自然景観を見下ろすケースがあり、この場合、人工物である建築物等の屋根が、眺望景観の要素となってくる。これら屋根についても、自然景観と調和した色彩に誘導することで、自然景観がより引き立つと考えられる。

◇地域の玄関口の整備

- ・阿蘇地域の観光客は、鉄道、バス、自動車などの多様な交通手段で訪問している。また、隣接する大分県や長崎県との関係性も見られる。
- ・駅や高速道路 IC などの交通結節点や道の駅などの拠点施設、主要な道路沿道の景観は、阿蘇地域の市の玄関口として来訪者に強い印象を与える重要な場所である。
- ・これら、各玄関口の顔づくりを進め、安全で快適な回遊性を確保するための道路空間の整備や案内サインシステムの構築を図るとともに、交通施策と連携した主要資源のネットワーク形成に取組み、阿蘇地域のイメージアップを図ることが考えられる。

■特定施設届出地区における景観形成

国道57号は、熊本都市圏と大分県・長崎県とを結ぶ幹線道路であり、沿道には、商業、観光施設が集積し、阿蘇地域の中心的道路となっていることから、その沿道20m以内に立地する特定の施設（パチンコ店、ガソリンスタンド、レストラン、ホテル等）については、小規模なものでも届出を義務付け、景観の誘導を図る意図が見られる。

表 届出対象規模

行 為	規 模
特定施設（※）及び同一敷地内の附帯施設で、その敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積10平方メートルを超える建築物 ・高さ1.5メートルを超える柵、塀、擁壁 ・高さ5メートルを超える煙突、高架水槽、電波塔等の工作物 ・表示面積が1平方メートルを超える広告物（ただし熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く）

表 景観形成基準

事 項	基 準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ・隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。 ・交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ・広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ・柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ・外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず、周辺との調和を乱さないものとする。 ・広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。 ・色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。 ・駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。 ・建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。 ・広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。 ・スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 ・敷地の周囲、柵・塀・擁壁の前面の緑化に努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。 ・のぼり、ぼんぼり、広告網等についてはできるだけ行わないよう努める。 ・道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。

出典：阿蘇市景観計画

■北外輪山周辺景観形成地域における景観形成

本地域は、阿蘇地域全体の中でも最も広大な草原であり、阿蘇の他地域よりも優れた草原の沿線景観を有しているため、次のような景観形成の基本方針を定め、届出対象行為を「木竹の植林」と「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」とし、草地景観の保全を図る意図が見られる。

(3) 景観形成を図るうえでの基本方針

◆北外輪山周辺（阿蘇市、南小国町及び産山村）に共通した景観形成の基本方針

当地域にひろがる広大な草原は、地域住民の放牧採草地の場であると同時に、春から夏にかけて緑豊かな背景を構成する重要な地域となっている。このため、地域の農畜産業の向上に努めながら、緑豊かな現景観の基調を保全・創造する方向で景観形成を図るものとする。

表 届出対象行為・規

行為		規模
木竹の植林	植林	・植林面積が1,000㎡を超えて植林するもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・30日を超えて、高さ2メートルを超えるか、又は水平投影面積が500平方メートルを超えて堆積するもの（但し、建築物の存する敷地内で行う行為にあっては、高さ1.5mを超えて堆積するもの）

表 景観形成基準

行為	事項	基準
木竹の植林	植林	<ul style="list-style-type: none"> ・主要道路から草原景観を望める位置での植林は避け、眺望に配慮すること ・植林については草原の維持管理に支障を来たさない場所と規模の設定に努めること。 ・植林の樹種は阿蘇地域の生物多様性を妨げないように配慮すること
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置	・道路等の公共用地に接する敷地境界線から極力後退し、主要道路から草原景観を望める位置への設置を避け、眺望に配慮すること。
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・物件の堆積を行う場所の周囲については緑化等による道路等からの遮へいに配慮すること。緑化による遮へいを行う場合には、草原景観と調和する樹種、高さの樹木を選定すること。 ・囲い等により遮へいを行う場合には、遮へい物の色彩及び材料について、草原景観との調和に配慮すること。

出典：阿蘇市景観計画

(2) 良好な景観の形成促進策の在り方の検討

ここでは、8市町村の景観と観光の取組み実態から得られた、良好な景観の形成促進に向けた視点と、建築・都市デザイン、ランドスケープ、観光等の有識者から得られた意見を踏まえ、良好な景観の形成促進策の在り方を整理する。

1) 玄関口の顔づくり

観光客は、バス、飛行機、鉄道、船舶などの多様な交通手段で訪問している。これらは、市の玄関口として来訪者に強い印象を与える重要な場所である。そのため、各玄関口の顔づくりを進めるとともに、飛行場から中心市街地へのアクセス道路沿いの景観誘導等の取組みを行うことが考えられる。

【有識者の意見】

- ・今後、インバウンドのような観光を考える場合、港町などの都市のポテンシャルは高いと思われる。

2) 主要な景観資源の魅力向上

●ランドマークの保全・活用

地域のシンボルやランドマークともいえる歴史的な施設が点在しており、これらは、市の魅力や価値を高める貴重な資産であるといえる。今後、各施設の敷地や広場、建造物できるだけ良い状態とするとともに、主要な視点場からの良好な眺望景観を確保したり、ロゴやサインの統一やアプローチの景観の質の向上などに取り組むことが考えられる。

【有識者の意見】

- ・眺望景観を阻害している屋外広告物は、早期の改善が望まれる。

●アプローチの景観整備

地域のシンボルやランドマークの価値を高めるためには、そのアプローチの景観形成が重要である。例えば、駅から主要な景観資源へのアプローチ道路の整備（アーケードの撤去や美装化、交通規制等）や、その沿道の景観整備（まち並みの修景や歴史的な建造物の保全等）を一体的に行うことで、主要な景観資源（点）が線や面への広がりを持ち、地域の価値向上につながる可能性がある。

3) 回遊・ネットワークの向上

主要な景観資源は、一定の地域内に集積している、市内各地に点在している等の様々なケースがある。景観資源が集積している場合は、安全で快適な回遊性を確保するための道路空間の整備や案内サインシステムの構築を図るとともに、交通施策と連携した主要資源のネットワーク形成に取り組むことが考えられる。

【有識者の意見】

- ・新たに景観資源を活用する場合は、集客している既存施設との回遊性やネットワークを図りながら取り組むことが効果的である。
- ・複数の歴史的な建造物や景観資源の認知度を高めつつ、それらをネットワークさせる視点が重要である。

4) 広域的な景観形成

●夜間景観の保全や誘導

重要な観光資源の1つに夜間景観が挙げられる。必要に応じて周辺の市町村との調整や観光・イベントとの連携等に取り組むことが想定できる。

【有識者の意見】

- ・広域景観は、必要性は認識されているが、なかなか実現されにくい状況である。夜間景観は、比較的取り組むやすいテーマではないか。また、地元の企業との連携も視野に入れる必要があるかもしれない。

●道路沿道や案内サイン等の広域調整

一方、複数の市町村に景観資源が点在し、一体的に観光や景観まちづくりに取り組むことが効果的なケースが想定される。複数の市町村によるビジョン及びアクションプランを共有し、相互に役割分担や連携を図りながら、アクセス道路の沿道景観の形成、広域サインの設置などの取り組みが効果的であると考えられる。

●眺望点の整備と良好な眺望景観の確保

瀬戸内海の島々や阿蘇地域は、複数の市町村や県を超えた広域的な景観により構成されており、1市町村だけでは良好な景観の形成が確保されにくい状況も考えられる。また、これら自然を基調とした景観を体感する眺望点が複数見られることから、これらを活かした景観誘導が考えられる。例えば、視点場を整備するとともに、眺望の対象となる景観を損ねる可能性がある大規模な工作物や道路構造物や橋梁については、県や広域的な協議会などが主体となってデザインの調整を行いながら、地域のイメージアップを進めることが考えられる。

5) 官民の連携による景観まちづくりの推進

景観の質を高め、良好な景観形成を持続させるためには、市民や企業、専門家の参加と連携を視野に入れて取り組む必要がある。例えば、景観事業によるまち並みの形成を進める場合は、住民の参加や建築家などのサポートが効果的であり、空き家や空き地の活用などの地域固有の課題解決に対しては、建築、都市計画、不動産などの専門家の活動や住民の参加が欠かせない状況になっている。このように、官民が適切な役割分担と連携を図りながら、景観まちづくりに取り組むことが大切である。

【有識者の意見】

- ・ 公共施設の整備や道路の美装化だけが景観形成ではない。民間のパワーも活かしながら、トータルな景観まちづくりに仕立てる必要がある。